**基本契約書**

**＜舞台技術スタッフ事業を行う法人事業者・フリーランス事業者向け＞**

株式会社●●（以下「甲」という）と個人事業主●●（以下「乙」という）は、甲が乙に業務を委託する際の基本的な事項について、次の要項及び各条項のとおり合意したので、基本業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。要項と各条項との間に矛盾又は抵触がある場合は、要項の定めが優先する。

【要項】

|  |  |
| --- | --- |
| ①　甲 | ●● |
| ②　乙 | 　　●● |
| 適格請求書発行事業者の登録番号 | □登録番号がある場合：登録番号（Ｔ　　　　　　　　　　　　　　　　　）□登録番号がない場合　 |
| ③　契約期間 | ２０２●年●月●日から２０２●年●月●日 |
| ④　報酬関係 | (1)報酬：個別契約において定める業務料 |
| (2)支払時期：個別契約で定める日まで |
| (3)支払方法：乙の指定する銀行口座に振込送金 |
| (4)支払口座：　　　　　　銀行　　　　　　支店普通預金　　　　 口座番号：口座名義： |
| ⑤　業務範囲 | (1)機材等設営業務(2)公演本番業務(3)機材等撤去業務(4)その他前各号に附帯関連する業務 |
| ⑥　その他の重要事項 | (1)本契約で甲乙間の業務委託の基本条件が定まり、個別契約で具体的な内容が定まります(2)乙は、個人事業主であり、労働者ではありません(3)乙は、労災保険特別加入制度又はこれに相当する保険に加入しなければなりません(4)乙は、業務の性質上、業務日時、場所、服装等の指定を受けることがあります |

第１条（目的）

１　本契約は、甲が乙に対して、以下の業務（以下「本件業務」という）を委託するに当たり、甲乙間の基本条件を定めることを目的とし、本契約の契約期間中に甲乙間で行われる業務委託に共通して適用される。

　（１）機材等設営業務

（２）公演本番業務

（３）機材等撤去業務

（４）その他前各号に附帯関連する業務

２　個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用される。

第２条（個別契約）

　１　個別契約は、甲が発注書その他の書面又は電子メール等の電磁的方法（以下単に「発注書」という[[1]](#footnote-1)）により発注し、乙が受注書その他の書面又は電子メール等の電磁的方法によりこれを承諾することにより成立する。

　２　個別契約においては、次の各号に定める事項を定める。

　　（１）作品名

（２）場所

（３）業務内容及び期間

　　（４）対価（金額、支払日、請求書の要否）

　　（５）経費（旅費交通費、材料費、機材費等の諸経費の負担）

　　（６）保険（労災保険特別加入制度等の保険料の負担）

　　（７）特記事項（本契約の定めと異なる合意をする場合等）

　　（８）前各号の他、甲及び乙が合意した事項

第３条（本契約及び個別契約の変更）

１　本契約は、本契約を締結した方法と同じ方法により変更することができる。

２　個別契約は、個別契約を締結した方法と同じ方法により変更することができる。

３　前２項による本契約又は個別契約の変更により、乙の負担が増減した場合、甲と乙は、当該増減の程度を十分に勘案・協議し、次条第１項で定める業務料について見直すことを協議するものとする。

第４条（報酬）

１　甲は、乙に対して、本件業務の報酬として、個別契約において定める業務料（以下単に「業務料」という）を支払う。この場合には、甲は、乙に対して、請求書の交付を求めることができる。

２　甲は、業務料を、乙が本件業務を終えた日を含む月の翌月●日までの個別契約で定める日までに、乙の指定する銀行口座（要項に記載のもの）に振込送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、本件業務が１か月以上継続する場合の業務料の支払日についてはこの限りでなく、甲と乙で別途協議の上、個別契約で定めるものとする。

第５条（乙の個人事業主としての権利）

１　甲及び乙は、本契約及び個別契約における乙の地位及び権利について、下記各号の事項を相互に確認する[[2]](#footnote-2)。

　（１）乙は個人事業主であり、労働者ではないこと

（２）甲の発注（２条１項参照）を承諾するか否かは乙の自由であり、乙に承諾義務はないこと

（３）他の個人又は法人の業務に従事するか否かは乙の自由であり、当該業務に従事するに当たり甲の許可を要しないこと。ただし、本契約及び個別契約により乙に課された義務（守秘義務等）を免除する趣旨ではない

（４）乙は、本件業務の性質上必要とされる場合を除き、甲から時間的拘束を受ける義務はなく、自由に拒否できること

（５）乙は、本件業務の性質上必要とされる場合を除き、機材、工具、安全具、服装等について甲から指定を受ける義務はなく、乙の自由な判断で選択できること

２　乙は、前項３号から５号までの権利を行使する際[[3]](#footnote-3)、甲に対し、損害が生じないよう合理的に配慮しなければならない。

第６条（報告義務）

乙は、甲から求めがあったときは、本件業務の進捗状況その他甲が指定する事項について、甲が指示した方法にて、速やかに報告する。

第７条（契約の履行）

甲及び乙は、本件業務を遂行するに当たっては甲乙双方の共同作業及び分担作業が必要であることを認識し、互いの役割分担に応じ、それぞれの分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の作業の実施についても誠意をもって協力するものとする。

第８条（甲の義務及び責任）

　１　甲は、乙が本件業務を遂行する上で必要となる甲の保有する情報、資料、その他の甲の管理物を、乙の求めに応じて、必要な範囲で、乙に無償で提供又は貸与する。

　２　甲は、乙が本件業務の遂行に際し甲の事務所等を使用する必要がある場合には、乙の求めに応じて、必要な範囲で、当該事務所等の使用を乙に無償で許諾する。

　３　前項に基づき、乙が甲から使用を許諾された事務所等を使用して本件業務を遂行することに伴い発生する光熱費及び通信費は、甲の負担とする。

　４　甲は、本件業務の内容等を勘案して、乙が、その生命、身体等の安全を確保しつつ本件業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする[[4]](#footnote-4)。

５　甲は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、乙に対し、書面により通知する[[5]](#footnote-5)。

第９条（乙の義務及び責任）

１　乙は、本件業務と同種の業務を提供する会社又は個人事業主が、通常かつ一般に払うべき注意をもって、本件業務を遂行する義務を負う。

２　乙は、甲に対して報告（第６条に基づく報告を含むがこれに限らない）をする際、虚偽の報告を一切してはならない。

３　乙は、本件業務の遂行のために甲から貸与された資料その他の甲の管理物を、本件業務の遂行に必要な範囲でのみ利用するものとし、その利用及び管理につき善管注意義務を負う。

４　乙は、本件業務の遂行に当たり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを甲に保証する。万が一、権利侵害をされたことを理由とする申立てを第三者が行うなどして紛争が生じた場合、乙は、自らの責任と費用をもって当該紛争を処理・解決し、かつ、当該紛争に関連して甲が損害を被った場合には、合理的な範囲で当該損害を直ちに賠償する。

５　乙は、乙が甲から貸与された第３項の資料その他の管理物を、本契約もしくは個別契約の終了又は当該資料等の利用目的の終了後、甲の指示に従い、すみやかに甲に返却又は廃棄する。

　６　乙は、本件業務を遂行する上で甲の事務所等に立ち入る場合には、安全管理、秩序維持等に関する甲の諸規則を遵守する。

　７　乙は、労災保険特別加入制度に加入又は同制度に相当する保険に加入し[[6]](#footnote-6)、本件業務を開始する前に、甲に対し、同保険に加入したことを証する資料（組合員証、加入証明書等）を提出しなければならない。甲乙いずれが当該保険に係る保険料を負担するかについては個別契約で定める。乙が同資料を提出しない場合には、甲が書面で別段の判断をしない限り、乙は本件業務を開始してはならない。

　８　乙は、甲又は公演主催者等から機材、工具、安全具、服装等の指定を受けた場合には、本件業務の性質上必要な範囲で、それに従う。

第１０条（秘密保持）

１　甲及び乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約及び個別契約に関連して相手方から秘密である旨を明示の上で開示された、若しくは業務の性質上、秘密とされる相手方の公演上、営業上、技術上又は業務上の一切の情報（各公演に出演するタレント等に関する個人情報、プライバシーに関する情報その他の一切の情報を含む[[7]](#footnote-7)。以下「秘密情報」という）を[[8]](#footnote-8)、本契約及び個別契約の契約期間中はもとより、本契約及び個別契約終了後も、第三者に対して開示、漏洩（Twitter、Instagram、Facebook、TikTok等を含むあらゆるＳＮＳでの発信行為を含む）してはならない。

２　次の各号のいずれか一に該当する情報は、前項の秘密情報から除くものとする。

（１）開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの

（２）甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの

（３）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

（４）相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらず独自に開発されたもの

３　甲及び乙は、本条の秘密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等に遵守させる義務を負う。

４　乙は、甲の書面による承諾なくして、本件業務に関して、撮影又は録音等を行ってはならない[[9]](#footnote-9)。

第１１条（再委託）

１　乙は、本件業務を提供するに当たり、事前に甲による書面の承諾を得た場合には、本件業務の一部を第三者に再委託することができる。

２　乙は、再委託先との契約において、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせなければならない。

３　乙は、再委託先に対する管理監督責任を負うものとし、再委託先の行為は全て乙がその責を負う。

　４　甲は、再委託先が不適切であると判断したときは、乙に対し、不適切である合理的理由を明示することで、再委託先の変更を請求することができる。

【知的財産を移転させる（権利を譲渡する）場合】

第１２条（知的財産権）

１　乙による本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権（著作権については著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む）が発生する場合には、発生の時点で、すべて甲に移転するものとし、その対価は、第４条１項記載の業務料に含まれているものとする。

２　乙による本件業務の遂行の過程で生ずる著作者人格権について、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないことを約束する。

【知的財産を移転させない（権利を利用許諾とする）場合】

第１２条（知的財産権）

　１　乙による本件業務の遂行の過程で著作権その他の知的財産権（著作権については著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む）が発生する場合には、乙は、甲に対して、本契約及び個別契約の契約期間中はもとより、本契約及び個別契約終了後も、本件業務の成果物（以下単に「成果物」という）について、次に掲げることを行うことを許諾し、その対価は、第４条１項記載の業務料に含まれているものとする。

（１）成果物の複製

（２）成果物の個別契約で定める上演、演奏、上映及び口述

（３）成果物の個別契約で定める放送・有線放送及び放送同時配信等、並びにインターネット上での公衆送信

（４）成果物の原作品又は複製物の譲渡、貸与及び頒布

（５）成果物の翻訳、編曲、変形及び翻案

（６）前号により作成された二次的著作物の利用

２　前項において許諾された以外の利用については、甲と乙とで別途協議の上、決定するものとする。

３　乙による本件業務の遂行の過程で生ずる著作者人格権について、乙は、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないことを約束する。

第１３条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が本契約又は個別契約の条項（発注書記載の事項）に違反した場合において、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、これが直ちに是正されなかったときは、本契約及び個別契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。

（１）甲乙間の信頼関係を損なう重大な過失又は背信行為があったとき

（２）相手方の品位・信用を損なうような言動をしたとき

（３）支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（５）差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

（６）解散もしくは事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

第１４条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約又は個別契約の債務を履行しないこと、前条第２項の各号の一に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、本契約の契約解除の有無に関わらず、合理的な範囲において当該損害を賠償する責任を負う。ただし、当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害については、この限りでない。

第１５条（不可抗力による公演等の中止・延期による報酬の取扱い[[10]](#footnote-10)）

　１　感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、公演等が中止・延期となり本件業務ができなくなったときは、甲は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、乙は、既に本件業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができる。

２　前項の規定は、甲及び乙が、報酬の支払の要否及びその額について、中止・延期となった日から公演等の当日までの期間、中止・延期となった日までに乙が実施した業務の履行割合、中止・延期により乙が負担することとなる経費、公演等のために乙が確保していた予定の日数、公演等が実施されれば得られる予定であった報酬額、甲の当該公演等に関する収入の有無及び中止公演等に代わる振替公演等の実施の有無等を勘案し、協議の上、決定した場合には適用しない。

第１６条（権利義務譲渡の制限）

甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約又は個別契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約又は個別契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

第１７条（期限の利益）

本契約が第１３条の規定により解除された場合には、甲及び乙は、期限の利益を失い、相手方に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

第１８条（契約期間）

１　本契約の契約期間は、本契約締結日から２０２●年●●月●●日まで（●年間[[11]](#footnote-11)）とする。ただし、本契約終了時において現に存続する個別契約がある場合、本契約は当該個別契約の終了時まで効力を有する。

　２　甲及び乙のいずれもが、前項の期間の満了する３か月前までに相手方に対して契約を更新しない旨の書面による通知をしないときは、この契約は自動的に期間満了の翌日から更に前項と同一の期間更新されるものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

第１９条（甲の発注者としての遵守事項[[12]](#footnote-12)）

　甲は、乙に対して、以下の各号の行為を行わないことを誓約し遵守する。

（１）　報酬の支払遅延（報酬をその支払期日の経過後なお支払わないこと）

（２）　報酬の減額（乙の責に帰すべき理由がないのに、報酬の額を減ずること）

（３）　著しく低い報酬の一方的な決定（乙の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること）

（４）　やり直しの要請（乙の責めに帰すべき理由がないのに、乙の給付を受領した後に給付をやり直させること）

（５）　一方的な発注取消し

（６）　役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い（乙が有する役務の成果物に係る権利について甲が一方的に決定すること）

（７）　役務の成果物の受領拒否（乙の責に帰すべき理由がないのに、乙の給付の受領を拒むこと）

（８）　役務の成果物の返品（乙の責に帰すべき理由がないのに、乙の給付を受領した後、乙にその給付に係る物を引き取らせること）

（９）　不要な商品又は役務の購入・利用強制（乙の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること）

（１０）不当な経済上の利益の提供要請（甲が乙に対して自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること）

（１１）合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定（甲が乙に対して、合理的に必要な範囲を超えて秘密保持義務、競業避止義務又は専属義務を一方的に設定すること）

（１２）その他取引条件の一方的な設定・変更・実施（上記１乃至１１の行為類型に該当しない場合であっても、甲が乙に対し、正常な商慣習に照らして認められない取引条件の一方的な設定・変更・実施をすること）

第２０条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自ら又は自らの役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ（暴力団に所属せずに犯罪を繰り返す集団）等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号の一にでも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲、乙は、相手方が前項の表明・保証義務に違反した場合、及び次の各号に該当する場合には、相手方に対し何ら通知催告することなく本契約を直ちに解除することができるものとする。

（１）相手方が、暴力団員等である場合、又は、暴力団員等であった場合

（２）相手方が、暴力団員等又は相手方の関係者等が暴力団員等である旨を告げるなどした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）

（３）相手方が、他方当事者に対し、詐術、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等をした場合

（４）相手方が、他方当事者の名誉や信用等を侵害又は毀損した場合又は、侵害又は毀損するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）

（５）相手方が、他方当事者の業務を妨害した場合、又は業務を妨害するおそれのある行為をした場合（相手方が第三者を利用した場合を含む）

３　前項により本契約を解除した場合には、相手方に対し、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第２１条（分離可能性）

　本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本契約の当事者は、本契約の残りの規定が継続して完全に効力を有すると認めるほか、当該無効又は執行不能の条項又は部分を適法なものとして執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該条項又は部分の趣旨と法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第２２条（存続規定）

第１０条（秘密保持）、第１６条（権利義務譲渡の制限）、第２１条（分離可能性）、本条（存続規定）、第２３条（別途協議）及び第２４条（合意管轄）は、本契約終了後も有効に存続する。

第２３条（別途協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項や本契約の条項に疑義が生じた場合には、その都度、双方協議の上、誠意をもってこれを解決するものとする。

第２４条（合意管轄）

甲及び乙は、前条による協議にもかかわらず、甲乙間で解決に至らなかった紛争については、訴額に応じて●●地方裁判所もしくは●●簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する[[13]](#footnote-13)。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する[[14]](#footnote-14)。ただし、本契約を書面により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

２０２●年●月●日

（甲）住所

会社名 株式会社●●

代表取締役　●●　●●

（乙）住所

屋号

氏名

別紙①

**発注書**

甲は、乙に対し、甲乙間の２０●●年●月●日付け下記基本業務委託契約に基づく個別契約として、本発注書をもって下記業務を委託する。

乙（受注者）氏名　　　　　　　様　　　　　　　　　日付：

甲（発注者）：(株)〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 甲が記入 | 乙が回答 |
| 公演日 | 件名 | 業務 | 場所 | 報酬単価 | 経費 | 受注可否 |
| 例 | 2020/7/2～7/4 | 〇〇コンサート | 設営・本番・撤去 | 〇〇ドーム | 25,000 | 交通費含む、前日入り必須 | 〇 |
| 例 | 2020/7/10～7/11 | 劇団〇〇公演 | 設営 | 〇〇シアター | 18,000 | 交通費含む | 〇 |
| 例 | 2020/7/12～7/13 | 劇団〇〇公演 | 本番・撤去 | 〇〇シアター | 20,000 | 交通費含む | 〇 |
| 例 | 2020/7/15  | ダンス発表会 | 設営・本番・撤去 | 〇〇公会堂 | 20,000 | 交通費含む | 　 × |
| 例 | 2020/7/20～7/30 | 〇〇公演 | 設営・本番・撤去 | 〇〇劇場 | 18,000 | 交通費含む、入時間未定 | 〇 |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 特記事項（保険料の費用負担、又は基本業務委託契約で定めた事項の変更点若しくは協議をしたい点等） |  |

業務料支払日　　２０２●年●月●日

**発注ご回答書（請書）**

上記、発注書の受注可否欄に「〇」とご回答した業務について、受注します。

日付：

乙（受注者）氏名

別紙③

（メールやＬＩＮＥ等で、発注する場合の文面案①：メール、添付発注書で分けるタイプ）

　お世話になっております。当社は、○○様に対して、本メール（または本ＬＩＮＥ）添付のとおり、業務を発注いたします。○○様にて、業務を受注される場合には、別紙の発注書と契約条項をご確認いただき、本メール（または本ＬＩＮＥ）に対して、受注する旨のご返信をください。

1. 別紙「発注書」参照。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 労働者に当たるか否かは、個別具体的な事情により判断されるため、この文言だけで必ずしも労働者性が否定されるわけではありません。 [↑](#footnote-ref-2)
3. １項２号の権利の行使を損害賠償の対象にした場合には、発注を拒否することにより甲に損害が発生することを認識した上で、発注を承諾することに何らの差支えもないのに敢えて拒否したときは、損害賠償責任を負い得ることになります。具体的には、甲から「人手が足りなくて作業が遂行できないから、発注を受けてほしい」として受注を求められた場合に、乙がこれを拒否すると、損害賠償責任を負う可能性があります。しかし、そうすると、乙の「諾否の自由」がないと評価される可能性が高まり、乙の労働者性が認められやすくなり、本契約書の前提（乙は労働者ではない）が揺らいでしまいます。そのため、損害賠償の対象から１項２号を除外しています。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について（令和３年３月２６日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他）」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技、撮影、照明等の作業における危険の防止の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています（令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』６頁、７頁参照）。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』１８頁参照。 [↑](#footnote-ref-5)
6. スタッフの事故等に備え、保険に加入することが望ましく、発注者が保険に加入したり、スタッフが労災保険の特別加入（令和３年４月１日から労災保険の特別加入が拡大し、芸能関係作業従事者（芸能実演関係、芸能製作関係）、アニメーション制作作業従事者が対象となりました）や民間の保険に加入したりすることが考えられます。保険の取扱いについては、契約段階においてその費用負担も含め発注者とスタッフが、十分に協議した上で契約書に記載しておくことが望ましいです（令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』７頁、１８頁参照）。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 公演に出演するタレントの個人情報（タレントの楽屋での会話内容等も含みます。）をＳＮＳに掲載するなどの問題も生じ得ます。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 発注者が合理的に必要な範囲でこれらの義務について設定することは直ちに問題となるものではありませんが、合理的に必要な範囲を超えた義務を課し、正常な商習慣に照らして受注者に不当に不利益を与えることや、受注者の言動や私生活を過度に制限することとならないようにする必要があります（令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』９頁参照）。 [↑](#footnote-ref-8)
9. また、同様に、公演を無断で録音等をしたり、タレントの写真を無断で撮影等をしたりして、それをＳＮＳに掲載するなどの問題も生じ得ます。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』６頁、１６頁参照。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 例えば、３年程度が考えらえます。なお、フリーランスへの育成投資や役務に対する報酬の額が著しく低いにもかかわらず、当該フリーランスに対して、合理的に必要な範囲を超えて長期間、一方的に当該役務等の提供に専念させることは、優越的地位の濫用として問題となり得ます（令和３年３月２６日　内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省『フリーランスとして安心して働ける環境を 整備するためのガイドライン』１４頁参照）。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 本契約に必ずしも下請法が適用されるわけではありません。しかし、下請法の対象にならない場合においても、独占禁止法（優越的地位の濫用）上の問題になることもあることから、独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型をしないようにすることが望ましいといえます。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 当事者間では解決できないトラブルに発展した場合に備え、訴訟をどこの裁判所で取り扱うか（管轄裁判所）等については、紛争解決に要するコストを勘案して、双方で十分に協議する必要があります（令和４年７月２７日 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議『文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）』９頁参照）。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 電子契約では文書による契約における署名または押印（民事訴訟法第２２８条第４項）をすることができないため、同規定による効力と同程度の法律的効力を生じさせるために電子署名法（電子署名及び認証業務に関する法律）の要件を満たす必要があります。 [↑](#footnote-ref-14)